

公益財団法人教育支援グローバル基金
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人教育支援グローバル基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金および助成金給付事業
- (2) 人材育成活動の実施および支援
- (3) 青少年の健全な育成のための調査・提言・広報活動
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国および海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会の決議を経て定款に記載するものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(剰余金の不分配)

第7条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類につ

いては、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事及び業務執行理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 12 条 この法人に評議員 3 名以上 10 名以下を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が、評議員の総数（現在数）の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条1項8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- (3) この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊関係がある者が含まれてはならない。
- (4) 評議員会議長は、評議員会開催毎に評議員の互選で決定する。

（評議員の任期）

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員の報酬は無報酬とする。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。また、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうち 1 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以下
- (2) 監事 1 名以上 4 名以下

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合

計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他の特殊の関係があつてはならない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の一部免除又は限定）

第29条 この法人は、理事会の決議によって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事及び監事の任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、法令に定める要件に該当する場合の任務を怠ったことによる損害賠償責任について、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条において準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会員

(会 員)

第35条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合

(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、官報により行う。

附則

設立者の氏名及び住所は以下の通りとする。

氏名	住所	財産 価額
角田久美	東京都千代田区二番町8番地7 二番町パークフォレスト1101号	金銭 75万円
近藤正晃ジェームス	東京都港区白金1丁目25番11-1802号	金銭 75万円
高島宏平	東京都港区港南2丁目16番7-1111号	金銭 75万円
船橋力	東京都世田谷区玉川2丁目8番12号 第2上野毛マール松原101	金銭 75万円

設立時の評議員の氏名は以下の通りとする。

池みつる、土井香苗、宮城治男

設立時の理事の氏名は以下の通りとする。

角田久美、近藤正晃ジェームス、高島宏平、船橋力、浅尾慶一郎、江戸みさ、小林正忠、佐藤輝英、坪内南、古川元久、堀主知ロバート、牧原秀樹、松田公太、巳野悦子

設立時の監事の氏名は以下の通りとする。

江崎滋恒

(定款変更の経緯)

2011年6月1日	法人設立
2011年8月30日	第4条(事業)変更
2012年8月29日	前第18条(議事録)変更 前第21条(理事の職務及び権限)変更

	前第 30 条（議事録）変更
	前第 33 条（残余財産の帰属）変更
2014 年 2 月 25 日	前第 10 条（評議員の選任及び解任）変更
	前第 19 条（役員の配置）変更
	前第 20 条（役員の選出）変更
	前第 27 条（権限）変更
	前第 28 条（開催）追加
	前第 29 条（招集）以下条文数を 1 繰り下げ
2015 年 4 月 25 日	前第 19 条（役員の配置）変更
	前第 20 条（役員の選出）変更
	前第 27 条（権限）変更
2019 年 2 月 5 日	第 5 条（設立者及び財産の抛出）削除
	第 6 条（基本財産）以下条文数を 1 繰り上げ
	前第 7 条（事業年度）変更
	前第 15 条（開催）変更
2020 年 10 月 29 日	第 1 条（名称）「財団法人重複を訂正」
	第 5 条（財産の種別）理事会及び評議員会の決議を明確化
	第 13 条 2 項(2)ニ⑥（評議員の選任及び解任）1 項を追加
	第 13 条 2 項(3)（評議員の選任及び解任）「.」語気を訂正
	第 18 条（開催）「カ」を「箇」に訂正
	第 18 条（開催）主語 2 つを回避
	第 24 条 3 項（理事の職務及び権限）「カ」を「箇」に訂正
	附則 設立者の氏名及び住所を記載。
2024 年 5 月 8 日	第 13 条 2 項(2)ニ⑥（評議員の選任及び解任）「9 号」を「8 号」に変更
	第 13 条（評議員の選任及び解任）(4) 評議員会議長の選任方法を追加
	附則 設立時の評議員、理事、監事の氏名を追加
2024 年 8 月 13 日	表題 一般財団法人を公益財団法人に変更
	第 1 条（名称）一般財団法人を公益財団法人に変更
	第 34 条（業務執行報告）を新設。以降、条番号を繰下げ。
2024 年 11 月 21 日	第 8 章第 36 条（会員）を新設。以降、章・条番号を繰下げ。
2024 年 12 月 5 日	第 34 条（業務執行報告）を削除。以降、条番号を繰上げ。